

建設委員会議案説明資料

令和4年3月15日

件名		頁
1	第20号議案 足立区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例 . . .	2
2	第21号議案 足立区立公園条例の一部を改正する条例	10
3	第22号議案 足立区立プチテラス条例の一部を改正する条例	14
4	第23号議案 足立区集合住宅の建築及び管理に関する条例の一部を改正する条例	18
5	第24号議案 東京都市計画事業上沼田南土地区画整理事業施行規程を廃止する条例	27
6	第25号議案 特別区道路線の認定について	28
7	第26号議案 特別区道路線の廃止について	30
8	第27号議案 区管理通路の廃止について	31

(都市建設部)

第 2 0 号議案説明資料

令和 4 年 3 月 1 5 日

件 名	足立区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例
所管部課名	道路整備室道路管理課
内 容	<p>1 改正理由 区が徴収する道路占用料については、固定資産税評価額を算定基礎とし、東京都が 3 年ごとに行う固定資産税評価替えの時期に合わせて、特別区土木主管課長会の算定額を基に改正している。 令和 3 年度に固定資産税評価替えが行われ、道路価格（23 区平均）及び 3 か年平均変動率（級地別平均）により算出した道路占用料改正の検討結果が特別区土木主管課長会より提示された。 この結果を当区の道路占用料に適正に反映させる必要があるため、条例の一部を改正する。</p> <p>2 改正概要 足立区道路占用料等徴収条例第 2 条別表に定める占用料を改正する。 （現行道路占用料に対する単価の平均改正率：約 17%増）</p> <p>3 新旧対象表 別紙参照 P 3～9</p> <p>4 施行年月日 令和 4 年 4 月 1 日</p>
問 題 点 今後の方針	

足立区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正前				改正後			
第1条～第7条及び付則 (省略)				第1条～第7条及び付則 (省略)			
				<p style="text-align: center;">付 則 (令和4年 月 日条例第 号)</p> <p>1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。</p> <p>2 この条例の施行の日の前日までの占用に係る占用料については、 なお従前の例による。</p>			
別表 (第2条関係)				別表 (第2条関係)			
占用物件		占用料		占用物件		占用料	
		単位	金額			単位	金額
法第32条 第1項第1 号に掲げ る工作物	第1種電柱	1本につき 1年	<u>7,970</u>	法第32条 第1項第1 号に掲げ る工作物	第1種電柱	1本につき 1年	<u>9,350</u>
	第2種電柱		<u>1万2,200</u>		第2種電柱		<u>1万4,300</u>
	第3種電柱		<u>1万6,500</u>		第3種電柱		<u>1万9,300</u>
	第1種電話柱		<u>6,440</u>		第1種電話柱		<u>7,720</u>
	第2種電話柱		<u>1万400</u>		第2種電話柱		<u>1万2,400</u>
	第3種電話柱		<u>1万4,200</u>		第3種電話柱		<u>1万7,000</u>
	その他の柱類		<u>710</u>		その他の柱類		<u>830</u>
	共架電線その他上空 に設ける線類	長さ1メートル につき 1年	<u>71</u>	共架電線その他上空 に設ける線類	長さ1メートル につき 1年	<u>83</u>	
	地下に設ける電線そ の他の線類		<u>42</u>	地下に設ける電線そ の他の線類		<u>50</u>	
	路上に設ける変圧器	1個につき 1年	<u>6,980</u>	路上に設ける変圧器	1個につき 1年	<u>8,180</u>	
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方 メートルにつき 1年	<u>4,270</u>	地下に設ける変圧器	占用面積1平方 メートルにつき 1年	<u>5,010</u>	
	変圧塔その他これに 類するもの及び公衆 電話所	1個につき 1年	<u>1万4,200</u>	変圧塔その他これに 類するもの及び公衆 電話所	1個につき 1年	<u>1万6,700</u>	

改正前				改正後			
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>2万300</u>		広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>2万3,400</u>
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>1万4,200</u>		その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>1万6,700</u>
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.04メートル未満のもの	長さ1メートルにつき 1年	<u>160</u>	法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.04メートル未満のもの	長さ1メートルにつき 1年	<u>190</u>
	外径が0.04メートル以上0.07メートル未満のもの		<u>290</u>		外径が0.04メートル以上0.07メートル未満のもの		<u>340</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>420</u>		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>500</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>640</u>		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>750</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>850</u>		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>1,000</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>1,280</u>		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>1,500</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>1,700</u>		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>2,000</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>2,990</u>		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>3,500</u>

改正前				改正後					
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>4,270</u>		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>5,010</u>		
	外径が1メートル以上のもの		<u>8,540</u>		外径が1メートル以上のもの		<u>1万</u>		
法第32条第1項第3号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	<u>1万2,400</u>	法第32条第1項第3号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	<u>1万4,800</u>		
法第32条第1項第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	<u>1万4,200</u>	法第32条第1項第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	<u>1万6,700</u>		
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.004を乗じて得た額	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.004を乗じて得た額	
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額				階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額				階数が3以上のもの	Aに0.007を乗じて得た額
	上空に設ける通路			<u>1万100</u>		上空に設ける通路		<u>1万1,700</u>	
	地下に設ける通路			<u>6,100</u>		地下に設ける通路		<u>7,020</u>	
	その他のもの			<u>9,060</u>		その他のもの		<u>1万400</u>	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	<u>200</u>	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	<u>230</u>		
	商品置場その他これに類するもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>2万300</u>		商品置場その他これに類するもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>2万3,400</u>		

改正前				改正後				
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチ式であるものを除く。）	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>2万300</u>	道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチ式であるものを除く。）	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>2万3,400</u>	
	標識	1本につき 1年	<u>1万1,300</u>	標識	1本につき 1年	1年	<u>1万3,300</u>	
	旗ざお及び幕	祭礼・縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートル又は1本につき 1日	<u>200</u>	旗ざお及び幕	祭礼・縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートル又は1本につき 1日	<u>230</u>
		その他のもの	占用面積1平方メートル又は1本につき 1年	<u>2万300</u>		その他のもの	占用面積1平方メートル又は1本につき 1年	<u>2万3,400</u>
	アーチ式工作物	車道を横断するもの	1基につき 1年	<u>20万3,300</u>	アーチ式工作物	車道を横断するもの	1基につき 1年	<u>23万4,000</u>
その他のもの			<u>10万1,600</u>	その他のもの			<u>11万7,000</u>	
令第7条第2号に掲げる工作物	太陽光発電設備及び風力発電設備	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>1万4,200</u>	令第7条第2号に掲げる工作物	太陽光発電設備及び風力発電設備	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>1万6,700</u>	
令第7条第3号に掲げる施設	津波からの一時的な避難施設	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.024を乗じて得た額	令第7条第3号に掲げる施設	津波からの一時的な避難施設	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.024を乗じて得た額	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料置場	板囲、足場その他工事用施設及び工事用材料置場	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>2万300</u>	令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料置場	板囲、足場その他工事用施設及び工事用材料置場	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>2万3,400</u>	
	危険防止施設		<u>7,200</u>		危険防止施設		<u>8,640</u>	
	詰所		<u>2万300</u>		詰所		<u>2万3,400</u>	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物		占用面積1平方	<u>1万4,200</u>	令第7条第6号に掲げる仮設建築物		占用面積1平方	<u>1万6,700</u>	

改正前					改正後								
及び同条第7号に掲げる仮設収容施設			メートルにつき 1年		及び同条第7号に掲げる仮設収容施設			メートルにつき 1年					
令第7条第8号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの	占有面積1平方メートルにつき 1年	Aに0.006を乗じて得た額	令第7条第8号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの	占有面積1平方メートルにつき 1年	Aに0.006を乗じて得た額				
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額			階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額				
		階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額			階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額				
		階数が4以上のもの		Aに0.012を乗じて得た額			階数が4以上のもの		Aに0.012を乗じて得た額				
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額		地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額				
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額			階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額				
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額			階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額				
	その他のもの			Aに0.024を乗じて得た額		その他のもの			Aに0.024を乗じて得た額				
	令第7条第9号に掲げる施設並びに	建築物		階数が1のもの		占有面積1平方メートルにつき 1年	Aに0.006を乗じて得た額		令第7条第9号に掲げる施設並びに	建築物	階数が1のもの	占有面積1平方メートルにつき 1年	Aに0.006を乗じて得た額

改正前					改正後				
同条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額	同条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額			階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額
		階数が4以上のもの		Aに0.012を乗じて得た額			階数が4以上のもの		Aに0.012を乗じて得た額
		その他のもの		Aに0.006を乗じて得た額			その他のもの		Aに0.006を乗じて得た額
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.006を乗じて得た額	令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額			階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額			階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額
		階数が4以上のもの		Aに0.012を乗じて得た額			階数が4以上のもの		Aに0.012を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.024を乗じて得た額		その他のもの		Aに0.024を乗じて得た額			
令第7条第12号に掲げる器具			占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.024を乗じて得た額	令第7条第12号に掲げる器具			占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.024を乗じて得た額

改正前					改正後				
令第7条第13号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	階数が1のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.006を乗じて得た額	令第7条第13号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	階数が1のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額			階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額			階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額
		階数が4以上のもの		Aに0.012を乗じて得た額			階数が4以上のもの		Aに0.012を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.024を乗じて得た額		その他のもの		Aに0.024を乗じて得た額			
備考（省略）					備考（省略）				

第 2 1 号議案説明資料

令和 4 年 3 月 1 5 日

件 名	足立区立公園条例の一部を改正する条例
所管部課名	みどりと公園推進室公園管理課
内 容	<p>1 改正理由</p> <p>区が徴収する公園占用料については、固定資産税評価額を算定基礎とし、東京都が 3 年ごとに行う固定資産税評価替えの時期に合わせて、特別区土木主管課長会の算定額を基に改正している。</p> <p>令和 3 年度に固定資産税評価替えが行われ、2 3 区平均評価額から算定された公園占用料改正の検討結果が特別区土木主管課長会より提示された。</p> <p>この結果を当区の公園占用料に適正に反映させる必要があるため、条例の一部を改正する。</p> <p>2 改正概要</p> <p>足立区立公園条例別表第 1 (第 1 1 条関係)に定める占用料を改正する。(現行公園占用料に対する単価の平均改正率：約 1 7 %増)</p> <p>※ 町会・自治会のイベント等は占用料が 1 0 割免除となっているため、本改正による影響はない。</p> <p>3 新旧対照表</p> <p>別紙参照 P 1 1 ~ 1 3</p> <p>4 施行年月日</p> <p>令和 4 年 4 月 1 日</p>
問 題 点 今後の方針	

足立区立公園条例の一部を改正する条例 新旧対照表 (案)

改正前				改正後				
第1条～第30条 (省略)				第1条～第30条 (現行のとおり)				
				<p>付 則 (令和4年 月 日条例第 号)</p> <p>1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。</p> <p>2 この条例の施行の日の前日までの占用に係る占用料については、なお従前の例による。</p>				
別表第1 (第11条関係)				別表第1 (第11条関係)				
種別		単位	占用料	種別		単位	占用料	
電柱	本柱・支柱・支線	1本 1月	<u>1,583円</u>	電柱	本柱・支柱・支線	1本 1月	<u>1,856円</u>	
標識等		1本 1月	<u>938円</u>	標識等		1本 1月	<u>1,100円</u>	
水道管 下水道管 ガス管	外径0.4メートル未満のもの	1メートル 1月	<u>140円</u>	水道管 下水道管 ガス管	外径0.4メートル未満のもの	1メートル 1月	<u>165円</u>	
	外径0.4メートル以上1メートル未満のもの		<u>351円</u>		外径0.4メートル以上1メートル未満のもの		<u>412円</u>	
	外径1メートル以上のもの		<u>703円</u>		外径1メートル以上のもの		<u>825円</u>	
電線	架空電線		1メートル 1月	架空電線		1メートル 1月	<u>117円</u>	
	地下電線	外径0.4メートル未満のもの		<u>140円</u>	地下電線		外径0.4メートル未満のもの	<u>165円</u>
		外径0.4メートル以上1メートル未満のもの		<u>351円</u>			外径0.4メートル以上1メートル未満のもの	<u>412円</u>

		外径1メートル以上のもの		<u>703 円</u>
鉄塔		1 平方メートル 1 月		<u>1,173 円</u>
変圧塔、マンホールの種類		1 箇所 1 月		<u>1,173 円</u>
郵便差出箱又は信書便差出箱				<u>469 円</u>
公衆電話所				<u>1,173 円</u>
地下の占有物件	地上露出部分	1 平方メートル 1 月		<u>865 円</u>
	地下部分			<u>351 円</u>
高架の占有物件		1 平方メートル 1 月		<u>586 円</u>
写真撮影のための常時占有		撮影機 1 台 1 月		<u>9,360 円</u>
写真撮影のための臨時的な占有		1 時間		<u>1,657 円</u>
映画、テレビ及びビデオ撮影のための臨時的な占有				<u>1 万 4,625 円</u>
天体、気象又は土地の観測施設		1 平方メートル 1 月		<u>987 円</u>
その他の占有	競技会、集会等	1 平方メートル 1 日		<u>39 円</u>
	その他の場合			<u>39 円</u>

		外径1メートル以上のもの		<u>825 円</u>
鉄塔		1 平方メートル 1 月		<u>1,375 円</u>
変圧塔、マンホールの種類		1 箇所 1 月		<u>1,375 円</u>
郵便差出箱又は信書便差出箱				<u>550 円</u>
公衆電話所				<u>1,375 円</u>
地下の占有物件	地上露出部分	1 平方メートル 1 月		<u>1,038 円</u>
	地下部分			<u>412 円</u>
高架の占有物件		1 平方メートル 1 月		<u>687 円</u>
写真撮影のための常時占有		撮影機 1 台 1 月		<u>1 万 800 円</u>
写真撮影のための臨時的な占有		1 時間		<u>1,912 円</u>
映画、テレビ及びビデオ撮影のための臨時的な占有				<u>1 万 6,875 円</u>
天体、気象又は土地の観測施設		1 平方メートル 1 月		<u>1,184 円</u>
その他の占有	競技会、集会等	1 平方メートル 1 日		<u>45 円</u>
	その他の場合			<u>45 円</u>

備考

- 1 期間が1月に満たない端数は、1月とみなす。
- 2 時間が1時間に満たない端数は、1時間とみなす。
- 3 長さが1メートルに満たない端数は、1メートルとみなす。
- 4 面積が1平方メートルに満たない端数は、1平方メートルとみなす。
- 5 写真撮影を伴わない録音は、写真撮影の場合に準ずる。
- 6 競技会、集会等とは、競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しをいい、その催しに設けられる仮設工作物を含む。

別表第2～別表第7（省略）

備考

- 1 期間が1月に満たない端数は、1月とみなす。
- 2 時間が1時間に満たない端数は、1時間とみなす。
- 3 長さが1メートルに満たない端数は、1メートルとみなす。
- 4 面積が1平方メートルに満たない端数は、1平方メートルとみなす。
- 5 写真撮影を伴わない録音は、写真撮影の場合に準ずる。
- 6 競技会、集会等とは、競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しをいい、その催しに設けられる仮設工作物を含む。

別表第2～別表第7（現行のとおり）

第 2 2 号議案説明資料

令和 4 年 3 月 1 5 日

件 名	足立区立プチテラス条例の一部を改正する条例
所管部課名	みどりと公園推進室公園管理課
内 容	<p>1 改正理由</p> <p>区が徴収するプチテラス占用料は、固定資産税評価額を算定基礎とし、東京都が 3 年ごとに行う固定資産税評価替えの時期に合わせて、特別区土木主管課長会の算定額を基に改正している。</p> <p>令和 3 年度に固定資産税評価替えが行われ、2 3 区平均評価額から算定された公園占用料改正の検討結果が特別区土木主管課長会より提示された。</p> <p>この結果を当区のプチテラス占用料に適正に反映させる必要があるため、条例の一部を改正する。</p> <p>2 改正概要</p> <p>足立区立プチテラス条例別表(第 9 条関係)に定める占用料を改正する。 (現行プチテラス占用料に対する単価の平均改正率：約 1 7 %増)</p> <p>※ 町会・自治会のイベント等は占用料が 1 0 割免除となっているため、本改正による影響はない。</p> <p>3 新旧対照表</p> <p>別紙参照 P 1 5 ~ 1 7</p> <p>4 施行年月日</p> <p>令和 4 年 4 月 1 日</p>
問 題 点 今後の方針	

足立区立プチテラス条例の一部を改正する条例 新旧対照表 (案)

改正前				改正後					
第1条～第16条 (省略)				第1条～第16条 (現行のとおり)					
				<p>付 則 (令和4年 月 日条例第 号)</p> <p>1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。</p> <p>2 この条例の施行の日の前日までの占用に係る占用料については、なお従前の例による。</p>					
別表(第9条関係)				別表(第9条関係)					
種別		単位	占用料	種別		単位	占用料		
電柱	本柱・支柱・支線	1本 1月	<u>1,583 円</u>	電柱	本柱・支柱・支線	1本 1月	<u>1,856 円</u>		
標識等		1本 1月	<u>938 円</u>	標識等		1本 1月	<u>1,100 円</u>		
水道管 下水道管 ガス管	外径0.4メートル未満のもの	1メートル 1月	<u>140 円</u>	水道管 下水道管 ガス管	外径0.4メートル未満のもの	1メートル 1月	<u>165 円</u>		
	外径0.4メートル以上1メートル未満のもの		<u>351 円</u>		外径0.4メートル以上1メートル未満のもの		<u>412 円</u>		
	外径1メートル以上のもの		<u>703 円</u>		外径1メートル以上のもの		<u>825 円</u>		
電線	架空電線	1メートル 1月	<u>117 円</u>	電線	架空電線	1メートル 1月	<u>137 円</u>		
	地下電線		外径0.4メートル未満のもの		<u>140 円</u>		地下電線	外径0.4メートル未満のもの	<u>165 円</u>
			外径0.4メートル以上1メートル未満のもの		<u>351 円</u>			外径0.4メートル以上1メートル未満のもの	<u>412 円</u>

		外径1メートル以上のもの		<u>703 円</u>
鉄塔			1 平方メートル 1 月	<u>1,173 円</u>
変圧塔、マンホールの種類			1 箇所 1 月	<u>1,173 円</u>
郵便差出箱又は信書便差出箱				<u>469 円</u>
公衆電話所				<u>1,173 円</u>
地下の占有物件	地上露出部分		1 平方メートル 1 月	<u>865 円</u>
	地下部分			<u>351 円</u>
高架の占有物件			1 平方メートル 1 月	<u>586 円</u>
写真撮影のための常時占有			撮影機 1 台 1 月	<u>9,360 円</u>
写真撮影のための臨時的な占有			1 時間	<u>1,657 円</u>
映画、テレビ及びビデオ撮影のための臨時的な占有				<u>1 万 4,625 円</u>
天体、気象又は土地の観測施設			1 平方メートル 1 月	<u>987 円</u>
その他の占有	競技会、集会等		1 平方メートル 1 日	<u>39 円</u>
	その他の場合			<u>39 円</u>

		外径1メートル以上のもの		<u>825 円</u>
鉄塔			1 平方メートル 1 月	<u>1,375 円</u>
変圧塔、マンホールの種類			1 箇所 1 月	<u>1,375 円</u>
郵便差出箱又は信書便差出箱				<u>550 円</u>
公衆電話所				<u>1,375 円</u>
地下の占有物件	地上露出部分		1 平方メートル 1 月	<u>1,038 円</u>
	地下部分			<u>412 円</u>
高架の占有物件			1 平方メートル 1 月	<u>687 円</u>
写真撮影のための常時占有			撮影機 1 台 1 月	<u>1 万 800 円</u>
写真撮影のための臨時的な占有			1 時間	<u>1,912 円</u>
映画、テレビ及びビデオ撮影のための臨時的な占有				<u>1 万 6,875 円</u>
天体、気象又は土地の観測施設			1 平方メートル 1 月	<u>1,184 円</u>
その他の占有	競技会、集会等		1 平方メートル 1 日	<u>45 円</u>
	その他の場合			<u>45 円</u>

備考

- 1 期間が1月に満たない端数は、1月とみなす。
- 2 時間が1時間に満たない端数は、1時間とみなす。
- 3 長さが1メートルに満たない端数は、1メートルとみなす。
- 4 面積が1平方メートルに満たない端数は、1平方メートルとみなす。
- 5 写真撮影を伴わない録音は、写真撮影の場合に準ずる。
- 6 競技会、集会等とは、競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しをいい、その催しに設けられる仮設工作物を含む。

備考

- 1 期間が1月に満たない端数は、1月とみなす。
- 2 時間が1時間に満たない端数は、1時間とみなす。
- 3 長さが1メートルに満たない端数は、1メートルとみなす。
- 4 面積が1平方メートルに満たない端数は、1平方メートルとみなす。
- 5 写真撮影を伴わない録音は、写真撮影の場合に準ずる。
- 6 競技会、集会等とは、競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しをいい、その催しに設けられる仮設工作物を含む。

第 2 3 号議案説明資料

令和 4 年 3 月 1 5 日

件 名	足立区集合住宅の建築及び管理に関する条例の一部を改正する条例
所管部課名	建築室開発指導課 環境部環境政策課
内 容	<p>1 改正理由</p> <p>(1) 二酸化炭素の排出実質ゼロに向け、集合住宅の建築時に宅配ボックス等の環境負荷軽減の施設設置を推進するため、足立区集合住宅の建築及び管理に関する条例（以下「条例」という。）の一部を改正する。</p> <p>(2) 条例の全般について、文言の修正や追加等を行うため、条例の一部を改正する。</p> <p>2 改正概要</p> <p>(1) 条項の追加</p> <p style="padding-left: 2em;">環境負荷軽減の為、次に掲げる施設の設置に努める条項を追加する。</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 太陽光発電の設備</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 断熱性能の高い外壁及びサッシ</p> <p style="padding-left: 2em;">ウ 屋上緑化及び遮熱舗装等のヒートアイランド現象の抑制に寄与する施設</p> <p style="padding-left: 2em;">エ 宅配ボックス</p> <p>(2) 文言の修正、追加</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 住戸面積の計算から除く建築物の部分として、メーターボックスを追加</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 廃棄物等の保管場所に加えて、持ち出し場所についても区との協議を義務付ける文言を追加</p> <p style="padding-left: 2em;">ウ 自主管理歩道整備に関する緩和規定を分かりやすい表現に修正</p> <p style="padding-left: 2em;">エ 防火水槽の設置に当たり、所轄の消防署と協議する文言を追加</p> <p>3 新旧対照表</p> <p style="padding-left: 2em;">別紙参照 P 1 9 ～ 2 6</p> <p>4 施行年月日</p> <p style="padding-left: 2em;">令和 4 年 4 月 1 日</p>
問 題 点 今後の方針	条例改正の内容について開発事業者へ丁寧に周知していく。

足立区集合住宅の建築及び管理に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p>足立区集合住宅の建築及び管理に関する条例 平成30年3月28日条例第15号</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第6条）</p> <p>第2章 建築計画の周知等（第7条—第12条）</p> <p>第3章 集合住宅の建築及び管理に関する基準</p> <p> 第1節 マンションに関する基準（第13条—第29条）</p> <p> 第2節 特定寄宿舍に関する基準（第30条—第42条）</p> <p> 第3節 小規模特定寄宿舍に関する基準（第43条—第47条）</p> <p> 第4節 特定長屋に関する基準（第48条—第59条）</p> <p>第4章 完了検査等（第60条・第61条）</p> <p>第5章 雑則（第62条—第65条）</p> <p>付則</p> <p> 第1章 総則</p> <p>第1条 （省略）</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 （省略）</p> <p>（1）～（4） （省略）</p> <p>（5） 住戸専用面積 外壁、界壁及び廊下に面する壁の中心線で囲まれ</p>	<p>足立区集合住宅の建築及び管理に関する条例 平成30年3月28日条例第15号</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第6条）</p> <p>第2章 建築計画の周知等（第7条—第12条）</p> <p>第3章 集合住宅の建築及び管理に関する基準</p> <p> 第1節 マンションに関する基準（第13条—第29条）</p> <p> 第2節 特定寄宿舍に関する基準（第30条—第42条）</p> <p> 第3節 小規模特定寄宿舍に関する基準（第43条—第47条）</p> <p> 第4節 特定長屋に関する基準（第48条—第59条）</p> <p>第4章 完了検査等（第60条・第61条）</p> <p>第5章 雑則（第62条—第65条）</p> <p>付則</p> <p> 第1章 総則</p> <p>第1条 （現行のとおり）</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 （現行のとおり）</p> <p>（1）～（4） （現行のとおり）</p> <p>（5） 住戸専用面積 外壁、界壁及び廊下に面する壁の中心線で囲まれ</p>

<p>た部分の面積（バルコニー、ベランダを除く。）をいう。</p> <p>(6) 住室専用面積 外壁、防火上主要な間仕切壁及び廊下に面する壁の中心線で囲まれた部分の面積（バルコニー、ベランダを除く。）をいう。</p> <p>(7) ～ (23) (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>第3条～第6条 (省略)</p> <p>第2章 建築計画の周知等</p> <p>第7条～第12条 (省略)</p> <p>第3章 集合住宅の建築及び管理に関する基準</p> <p>第1節 マンションに関する基準</p> <p>第13条～第14条 (省略)</p> <p>(生活環境の向上)</p> <p>第15条 建築主は、マンションの外壁又はこれに代わる柱の面（バルコニーがある場合は<u>バルコニー</u>の先端とする。以下同じ。）から隣地境界線までの距離を、50センチメートル以上とするものとする。ただし、外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの50センチメートル内にある建築物又は建築物の部分が次の各号のいずれかに該当するものは、この限りでない。</p> <p>(1) ～ (3) (省略)</p> <p>2 建築主は、<u>区と協議の上、廃棄物保管場所を設置するものとする。</u></p>	<p>た部分の面積（バルコニー、ベランダ<u>及びメーターボックス</u>を除く。）をいう。</p> <p>(6) 住室専用面積 外壁、防火上主要な間仕切壁及び廊下に面する壁の中心線で囲まれた部分の面積（バルコニー、ベランダ<u>及びメーターボックス</u>を除く。）をいう。</p> <p>(7) ～ (23) (現行のとおり)</p> <p>2 (現行のとおり)</p> <p>第3条～第6条 (現行のとおり)</p> <p>第2章 建築計画の周知等</p> <p>第7条～第12条 (現行のとおり)</p> <p>第3章 集合住宅の建築及び管理に関する基準</p> <p>第1節 マンションに関する基準</p> <p>第13条～第14条 (現行のとおり)</p> <p>(生活環境の向上)</p> <p>第15条 建築主は、マンションの外壁又はこれに代わる柱の面（バルコニー又は<u>ベランダ</u>がある場合は、<u>その</u>先端とする。以下同じ。）から隣地境界線までの距離を、50センチメートル以上とするものとする。ただし、外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの50センチメートル内にある建築物又は建築物の部分が次の各号のいずれかに該当するものは、この限りでない。</p> <p>(1) ～ (3) (現行のとおり)</p> <p>2 建築主は、<u>廃棄物等の保管場所及び持ち出し場所の設置について区と協議するものとする。</u></p> <p>(<u>環境負荷低減のための施設</u>)</p>
--	--

<p>(歩道)</p> <p>第16条 建築主は、規則で定める基準により、マンションの敷地が接する全ての道路境界線に沿って幅員1.5メートル以上の歩道を当該敷地内に整備するものとする。ただし、マンション等の敷地に接して公共歩道（専ら歩行者の通行の用に供するために、縁石線又は柵その他これに類する工作物（国、都道府県、市区町村その他規則で定めるものが設置したものに限る。）により区画して設けられる道路の部分という。以下同じ。）が整備されている道路との道路境界線に沿った部分については、この限りでない。</p> <p>2 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、<u>規則で定める基準により、やむを得ないと認めるときは、前項の規定を緩和することができる。</u></p> <p>(1) 敷地面積が200平方メートル未満で、かつ、<u>敷地に接する公共歩道のない道路が2以上ある場合</u></p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) <u>敷地に接している道路が行き止まりとなっている場合</u></p>	<p><u>第15条の2 建築主は、次に掲げる施設の設置に努めるものとする。</u></p> <p>(1) <u>太陽光発電の設備</u></p> <p>(2) <u>断熱性能の高い外壁及びサッシ</u></p> <p>(3) <u>屋上緑化、遮熱舗装等のヒートアイランド現象の抑制に寄与する施設</u></p> <p>(4) <u>宅配ボックス</u></p> <p>(歩道)</p> <p>第16条 建築主は、規則で定める基準により、マンションの敷地が接する全ての道路境界線に沿って幅員1.5メートル以上の歩道を当該敷地内に整備するものとする。ただし、マンション等の敷地に接して公共歩道（専ら歩行者の通行の用に供するために、縁石線又は柵その他これに類する工作物（国、都道府県、市区町村その他規則で定めるものが設置したものに限る。）により区画して設けられる道路の部分という。以下同じ。）が整備されている道路又は<u>行き止まりとなっている道路との道路境界線に沿った部分については、この限りでない。</u></p> <p>2 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、やむを得ないと認めるときは、<u>前項本文の規定により建築主が整備するものとされる歩道について、同項の規定にかかわらず、規則で定める歩道とすることができる。</u></p> <p>(1) 敷地面積が200平方メートル未満で、かつ、<u>敷地が公共歩道のない2以上の通り抜け道路に接している場合</u></p> <p>(2) (現行のとおり)</p> <p>(3) <u>建築物の敷地に接する道路に隅切りが築造されている場合において当該隅切りに係る道路境界線から1.5メートル以内に建築物が</u></p>
--	--

<p>(4) <u>建築物の敷地に接する道路に隅切りをされている場合における当該隅切りに係る道路境界線から1.5メートル以内に建築物が存する場合</u></p> <p>第17条～第29条 (省略)</p> <p>第2節 特定寄宿舍に関する基準 (居住水準の確保)</p> <p>第30条 (省略)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 住室専用面積を合計した数に、当該建築物の共用の厨房、食堂、便所、洗面所、談話室等の面積を合計した数を加え、住室の数で除して得た数を加算した面積が22平方メートル以上であること。ただし、サービス付き高齢者向け住宅については、25平方メートル以上とする。</p> <p>第31条 (省略) (生活環境の向上)</p> <p>第32条 (省略)</p> <p>2 建築主は、<u>区と協議の上、廃棄物保管場所を設置するものとする。</u></p>	<p><u>存するとき。</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、区長がやむを得ないと認める場合</u></p> <p>第17条～第29条 (現行のとおり)</p> <p>第2節 特定寄宿舍に関する基準 (居住水準の確保)</p> <p>第30条 (現行のとおり)</p> <p>(1) (現行のとおり)</p> <p>(2) 住室専用面積を合計した数に、当該建築物の共用の厨房、食堂、便所、洗面所、談話室等の面積を合計した数を加えたものを、住室の数で除した面積が22平方メートル以上であること。ただし、サービス付き高齢者向け住宅については、25平方メートル以上とする。</p> <p>第31条 (現行のとおり) (生活環境の向上)</p> <p>第32条 (現行のとおり)</p> <p>2 建築主は、<u>廃棄物等の保管場所及び持ち出し場所の設置について区と協議するものとする。</u> (環境負荷低減のための施設)</p> <p>第32条の2 <u>建築主は、次に掲げる施設の設置に努めるものとする。</u></p> <p>(1) <u>太陽光発電の設備</u></p> <p>(2) <u>断熱性能の高い外壁及びサッシ</u></p> <p>(3) <u>屋上緑化、遮熱舗装等のヒートアイランド現象の抑制に寄与する</u></p>
--	--

(歩道)

第33条 建築主は、規則で定める基準により、マンションの敷地が接する全ての道路境界線に沿って幅員1.5メートル以上の歩道を当該敷地内に整備するものとする。ただし、マンション等の敷地に接して公共歩道（専ら歩行者の通行の用に供するために、縁石線又は柵その他これに類する工作物（国、都道府県、市区町村その他規則で定めるものが設置したものに限る。）により区画して設けられる道路の部分という。以下同じ。）が整備されている道路との道路境界線に沿った部分については、この限りでない。

2 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、規則で定める基準により、やむを得ないと認めるときは、前項の規定を緩和することができる。

(1) 敷地面積が200平方メートル未満で、かつ、敷地に接する公共歩道のない道路が2以上ある場合

(2) (省略)

(3) 敷地に接している道路が行き止まりとなっている場合

(4) 建築物の敷地に接する道路に隅切りをされている場合における当該隅切りに係る道路境界線から1.5メートル以内に建築物が存する場合

施設

(4) 宅配ボックス

(歩道)

第33条 建築主は、規則で定める基準により、マンションの敷地が接する全ての道路境界線に沿って幅員1.5メートル以上の歩道を当該敷地内に整備するものとする。ただし、マンション等の敷地に接して公共歩道（専ら歩行者の通行の用に供するために、縁石線又は柵その他これに類する工作物（国、都道府県、市区町村その他規則で定めるものが設置したものに限る。）により区画して設けられる道路の部分という。以下同じ。）が整備されている道路又は行き止まりとなっている道路との道路境界線に沿った部分については、この限りでない。

2 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、やむを得ないと認めるときは、前項本文の規定により建築主が整備するものとされる歩道について、同項の規定にかかわらず、規則で定める歩道とすることができる。

(1) 敷地面積が200平方メートル未満で、かつ、敷地が公共歩道のない2以上の通り抜け道路に接している場合

(2) (現行のとおり)

(3) 建築物の敷地に接する道路に隅切りが築造されている場合において当該隅切りに係る道路境界線から1.5メートル以内に建築物が存するとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、区長がやむを得ないと認める場合

<p>第34条～第36条 (省略) (災害対策用施設)</p> <p>第37条 1～3 (省略)</p> <p>4 建築主は、規則で定める基準による防火貯水槽を必要に応じ設置するものとする。</p> <p>第42条 (省略) 第3節 小規模特定寄宿舍に関する基準</p> <p>第43条 (省略) (生活環境の向上)</p> <p>第44条 1 (省略)</p> <p>2 建築主は、<u>区と協議の上、廃棄物保管場所を設置するものとする。</u></p> <p>第45条～第47条 (省略) 第4節 特定長屋に関する基準</p> <p>第48条～第49条 (省略)</p>	<p>第34条～第36条 (現行のとおり) (災害対策用施設)</p> <p>第37条 1～3 (現行のとおり)</p> <p>4 建築主は、規則で定める基準による防火貯水槽を<u>所轄の消防署と協議の上、必要に応じ設置するものとする。</u></p> <p>第42条 (現行のとおり) 第3節 小規模特定寄宿舍に関する基準</p> <p>第43条 (現行のとおり) (生活環境の向上)</p> <p>第44条 1 (現行のとおり)</p> <p>2 建築主は、<u>廃棄物等の保管場所及び持ち出し場所の設置について区と協議するものとする。</u> <u>(環境負荷低減のための施設)</u></p> <p><u>第44条の2 建築主は、次に掲げる施設の設置に努めるものとする。</u></p> <p>(1) <u>太陽光発電の設備</u></p> <p>(2) <u>断熱性能の高い外壁及びサッシ</u></p> <p>(3) <u>屋上緑化、遮熱舗装等のヒートアイランド現象の抑制に寄与する施設</u></p> <p>(4) <u>宅配ボックス</u></p> <p>第45条～第47条 (現行のとおり) 第4節 特定長屋に関する基準</p> <p>第48条～第49条 (現行のとおり)</p>
---	---

<p>(生活環境の向上)</p> <p>第50条 (省略)</p> <p>2 建築主は、<u>区と協議の上、廃棄物保管場所を設置するものとする。</u></p>	<p>(生活環境の向上)</p> <p>第50条 (現行のとおり)</p> <p>2 建築主は、<u>廃棄物等の保管場所及び持ち出し場所の設置について区と協議するものとする。</u> <u>(環境負荷低減のための施設)</u></p> <p>第50条の2 <u>建築主は、次に掲げる施設の設置に努めるものとする。</u></p> <p>(1) <u>太陽光発電の設備</u></p> <p>(2) <u>断熱性能の高い外壁及びサッシ</u></p> <p>(3) <u>屋上緑化、遮熱舗装等のヒートアイランド現象の抑制に寄与する施設</u></p> <p>(4) <u>宅配ボックス</u></p>
<p>(歩道)</p> <p>第51条 建築主は、規則で定める基準により、マンションの敷地が接する全ての道路境界線に沿って幅員1.5メートル以上の歩道を当該敷地内に整備するものとする。ただし、マンション等の敷地に接して公共歩道(専ら歩行者の通行の用に供するために、縁石線又は柵その他これに類する工作物(国、都道府県、市区町村その他規則で定めるものが設置したものに限る。))により区画して設けられる道路の部分(以下同じ。)が整備されている道路との道路境界線に沿った部分については、この限りでない。</p> <p>2 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、<u>規則で定める基準により、やむを得ないと認めるときは、前項の規定を緩和することができる。</u></p>	<p>(歩道)</p> <p>第51条 建築主は、規則で定める基準により、マンションの敷地が接する全ての道路境界線に沿って幅員1.5メートル以上の歩道を当該敷地内に整備するものとする。ただし、マンション等の敷地に接して公共歩道(専ら歩行者の通行の用に供するために、縁石線又は柵その他これに類する工作物(国、都道府県、市区町村その他規則で定めるものが設置したものに限る。))により区画して設けられる道路の部分(以下同じ。)が整備されている道路又は<u>行き止まりとなっている道路</u>との道路境界線に沿った部分については、この限りでない。</p> <p>2 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、やむを得ないと認めるときは、<u>前項本文の規定により建築主が整備するものとされる歩道について、同項の規定にかかわらず、規則で定める歩道とすることができる。</u></p>

<p>(1) 敷地面積が200平方メートル未満で、かつ、<u>敷地に接する公共歩道のない道路が2以上ある場合</u></p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) <u>敷地に接している道路が行き止まりとなっている場合</u></p> <p>(4) <u>建築物の敷地に接する道路に隅切りをされている場合における当該隅切りに係る道路境界線から1.5メートル以内に建築物が存する場合</u></p> <p>第52条～第59条 (省略)</p> <p>第4章 完了検査等</p> <p>第60条～第61条 (省略)</p> <p>第5章 雑則</p> <p>第62条～第65条 (省略)</p> <p>付 則 (省略)</p> <p>付 則 (省略)</p>	<p>(1) 敷地面積が200平方メートル未満で、かつ、<u>敷地が公共歩道のない2以上の通り抜け道路に接している場合</u></p> <p>(2) (現行のとおり)</p> <p>(3) <u>建築物の敷地に接する道路に隅切りが築造されている場合において当該隅切りに係る道路境界線から1.5メートル以内に建築物が存するとき。</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、区長がやむを得ないと認める場合</u></p> <p>第52条～第59条 (現行のとおり)</p> <p>第4章 完了検査等</p> <p>第60条～第61条 (現行のとおり)</p> <p>第5章 雑則</p> <p>第62条～第65条 (現行のとおり)</p> <p>付 則 (現行のとおり)</p> <p>付 則 (現行のとおり)</p> <p>付 則</p> <p><u>この条例は、令和4年4月1日から施行する。</u></p>
---	--

第 2 4 号議案説明資料

令和 4 年 3 月 1 5 日

件 名	東京都市計画事業上沼田南土地区画整理事業施行規程を廃止する条例
所管部課名	道路整備室街路橋りょう課
内 容	<p>1 廃止理由 東京都市計画事業上沼田南土地区画整理事業が令和 4 年 3 月 3 1 日をもって完了するため、同条例を廃止する。</p> <p>2 廃止根拠 土地区画整理法第 5 3 条</p> <p>3 廃止年月日 令和 4 年 4 月 1 日</p>
問 題 点 今後の方針	

第 2 5 号議案説明資料

令和 4 年 3 月 1 5 日

件 名	特別区道路線の認定について																			
所管部課名	道路整備室道路管理課																			
内 容	<p>1 概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">所 在</td> <td colspan="2">足立区谷中四丁目地内</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">(1)</td> <td style="text-align: center;">幅 員</td> <td style="text-align: center;">— m</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">延 長</td> <td style="text-align: center;">— m</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">面 積</td> <td style="text-align: center;">2, 063. 77m²</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">(2)</td> <td style="text-align: center;">幅 員</td> <td style="text-align: center;">6. 00～9. 38m</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">延 長</td> <td style="text-align: center;">139. 86m</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">面 積</td> <td style="text-align: center;">970. 78m²</td> </tr> </table> <p>2 提案理由</p> <p>今回、以下の理由により特別区道路線として認定するため、この案を提出する。</p> <p>(1) 令和 3 年 4 月 1 9 日に東京都市計画道路区画街路足立区画街路第 1 5 号線として都市計画決定した。令和 3 年 9 月 8 日に事業認可を取得したため、特別区道路線として認定する。</p> <p>(2) 令和 3 年 1 1 月 4 日に北綾瀬駅前土地区画整理事業を認可した。当区画整理事業により新たに整備されるため、特別区道路線として認定する。</p>			所 在	足立区谷中四丁目地内		(1)	幅 員	— m	延 長	— m	面 積	2, 063. 77m ²	(2)	幅 員	6. 00～9. 38m	延 長	139. 86m	面 積	970. 78m ²
所 在	足立区谷中四丁目地内																			
(1)	幅 員	— m																		
	延 長	— m																		
	面 積	2, 063. 77m ²																		
(2)	幅 員	6. 00～9. 38m																		
	延 長	139. 86m																		
	面 積	970. 78m ²																		

足立区谷中四丁目地内略図



凡例 ■■■ 新認定特別区道路線

今後の方針

第 2 6 号議案説明資料

令和 4 年 3 月 1 5 日

件 名	特別区道路線の廃止について																	
所管部課名	道路整備室道路管理課																	
内 容	<p>1 概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 20px;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">所 在</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">足立区谷中四丁目地内</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">(1)</td> <td style="text-align: center;">幅 員</td> <td style="text-align: center;">7.00m</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">延 長</td> <td style="text-align: center;">63.95m</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">面 積</td> <td style="text-align: center;">456.72㎡</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">(2)</td> <td style="text-align: center;">幅 員</td> <td style="text-align: center;">7.00m</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">延 長</td> <td style="text-align: center;">125.16m</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">面 積</td> <td style="text-align: center;">880.75㎡</td> </tr> </table> <p>2 提案理由</p> <p>令和 3 年 1 1 月 4 日に認可された北綾瀬駅前土地区画整理事業の施行に伴い、当該特別区道路線が撤去されるため、この案を提出する。</p> <p style="text-align: center;">足立区谷中四丁目地内略図</p>  <p style="text-align: center;">凡例 廃止する特別区道路線</p>	所 在	足立区谷中四丁目地内		(1)	幅 員	7.00m	延 長	63.95m	面 積	456.72㎡	(2)	幅 員	7.00m	延 長	125.16m	面 積	880.75㎡
所 在	足立区谷中四丁目地内																	
(1)	幅 員	7.00m																
	延 長	63.95m																
	面 積	456.72㎡																
(2)	幅 員	7.00m																
	延 長	125.16m																
	面 積	880.75㎡																
今後の方針																		

第 27 号議案説明資料

令和 4 年 3 月 15 日

件 名	区管理通路の廃止について								
所管部課名	道路整備室道路管理課								
内 容	<p>1 概要</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">所 在</td> <td style="text-align: center;">足立区谷中四丁目地内</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">幅 員</td> <td style="text-align: center;">2.00m</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">延 長</td> <td style="text-align: center;">80.72m</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">面 積</td> <td style="text-align: center;">161.56㎡</td> </tr> </table> <p>2 提案理由</p> <p>令和 3 年 1 月 4 日に認可された北綾瀬駅前土地区画整理事業の施行に伴い、区管理通路が撤去されるため、この案を提出する。</p> <p style="text-align: center;">足立区谷中四丁目地内略図</p>  <p style="text-align: center;">凡例 廃止する区管理通路路線</p>	所 在	足立区谷中四丁目地内	幅 員	2.00m	延 長	80.72m	面 積	161.56㎡
所 在	足立区谷中四丁目地内								
幅 員	2.00m								
延 長	80.72m								
面 積	161.56㎡								
今後の方針									